

## ◎国民年金法等の一部を改正する法律

### 等の一部を改正する法律

(平成二十二年六月二十六日法律第六二号)

#### 一、提案理由(平成二十二年四月一日・衆議院厚生労働委員)

○外添国務大臣 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十六年に成立した年金制度改革法においては、長期的な負担と給付の均衡を図り、制度を持続可能なものとするため、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることとされております。

この法律案は、これを踏まえ、平成二十一年度からの基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げるための所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年年度につい

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

ては、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰り入れを行い、当該額と国庫負担割合二分の一に基づく負担額との差額を負担することとしております。

第二に、所得税法等の一部を改正する法律附則の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保を図った上で、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引き上げを恒久化すること、その他所要の措置を講ずることとしております。

このほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うこととしております。

最後に、この法律は、平成二十一年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十一年四月一七日)

○田村憲久君 たいだいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十六年に成立した年金制度改正法において、基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げることとされたことに基づき、平成二十一年度及び二十二年度について、財政投融資特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用することなど所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月三十一日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、翌四月一日舩添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、三日から質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。

次いで、自由民主党及び公明党より、施行期日についての修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

.....(略).....

○委員会修正の提案理由(平成二十二年四月一七日)

○上川委員 たいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において平成二十一年四月一日となっている施行期日を公布の日に改めることとあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。  
以上です。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十一年六月一九日)

○辻泰弘君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十六年に成立した年金制度改正法において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的改革を行った上で、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることが定められていたことを踏まえ、それに対応した措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、平成十六年の改正法において規定されていた安定財源確保のための税制の抜本改革が行われな

まま今日を迎えている中で、平成二十一年度からの基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするために、平成二十一年度及び平成二十二年度においては、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れを行うことにより、臨時の財源を確保し、現行の国庫負担割合と二分の一との差額に充当しようとするものであります。

第二に、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずることが定められた所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる今後の税制の抜本的な改革により、所要の安定財源の確保を図った上で、二分の一の国庫負担割合を恒久化するとともに、その安定財源の確保が平成二十三年度より遅れる場合には、その間、臨時の財源の調達により対処しようとするものであります。

本法律案につきましては、衆議院において、平成二十一年四月一日とされていた施行期日を公布の日に変更する修正が行われております。

委員会におきましては、財政金融委員会との連合審査会を行うとともに、麻生内閣総理大臣にも出席を求め、審査を行いましたところ、平成十六年改正法において求められていた安定財源が確保されなかった理由、国庫負担引上げの意義と、そのた

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

めにいわゆる埋蔵金を用いることの妥当性、平成十六年改正時に百年安心と称された経緯と今日的評価、現行の公的年金制度の持続可能性についての評価、公的年金制度の財政方式、財源確保の在り方及び消費税引上げの妥当性、年金制度の一元化、基礎年金の最低保障機能の強化、無年金・低年金対策等の必要性、公的年金制度における世代間の公平に関する見解、受給資格期間を二十五年としていることの評価、年金給付抑制を図るマクロ経済スライドの実現可能性、賃金上昇率、運用利回り等財政検証の前提及び所得代替率算定方式の妥当性、国民年金保険料納付率低下の原因、年金財政への影響及び改善策、年金記録問題に対する取組に時間を要している理由、社会保障費二千二百億円の削減方針の妥当性、国政選挙のマニフェストにおける年金改革プラン提示の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して川合孝典委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して山本博司理事より賛成、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成少数をもって否

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

一三三二

決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二二年六月一九日、憲法第五九条第二項の規定に基づき再可決した。